

## 1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策として、下宿に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染を起こさないよう万全を期することとする。

感染症対策として、「感染源を絶つこと」・「感染経路を絶つこと」・「抵抗力を高めること」を踏まえた取り組みを行う。

## 2. 保健管理等に関わること

### (1) 健康観察について

#### ① 下宿生は、毎朝、健康チェックを実施する。

朝の起床時に、各自自室で検温を実施するとともに、体温や鼻水・喉の痛み・咳・倦怠感・味覚嗅覚異常などの身体的症状がないかを、下宿生の健康チェック表に記録する。

#### ② 検温の結果が37.0℃以上の下宿生や、風邪の症状・倦怠感・味覚嗅覚異常等がある下宿生は、下宿主にただちに連絡する。

次に、下宿生と下宿主は、状況を保護者、学校に連絡する。原則として帰省となるが、37.5℃未満の場合は、保護者、下宿、学校(保健相談部を含む)で協議した上で、対応を決定する。

帰省となった場合、保護者に迎えを依頼する。

迎えがあるまでは隔離室(自室)で健康観察を続ける。

また、隔離中の下宿生の体温が37.5℃を超えた場合は、学校が保護者の同意を得て、保健所にその後の措置について相談する。

#### ③ 帰省させた下宿生は、体温が36℃台に下がり、風邪の症状・倦怠感・味覚嗅覚異常等が見られなければ帰下宿を認める。

ただし、帰省開始時に37.5℃以上の発熱があった下宿生、および自宅での療養中に37.5℃以上の発熱があった下宿生については、解熱後1週間経過を観察し、発熱や風邪の症状・倦怠感・味覚嗅覚異常等が見られなければ帰下宿させてもよい。

#### ④ 隔離室(自室)に入っていた期間および帰省の期間は、「出席停止」扱いとする。

### (2) 手洗いについて

#### ① 帰下宿時やトイレ使用時・食事前など可能な限り手洗いとアルコール消毒を行う。

#### ② タオルやハンカチなどは個人の物を使用し、共用は絶対にしない。

### (3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、下宿主と協議し、バランスのとれた食事を提供するとともに、感染予防策を行いつつ日課の中で適度な運動ができるよう配慮する。

### (4) 集団感染のリスクへの対応

3つの条件(換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話や発生)が、同時に起こらないよう食事・入浴・自習といった下宿での日課において学年間で時間差を設けたり、会場への入室を制限したり、会話・他室訪問を禁止したりといった配慮を行う。

また、マスクの着用・手洗いや咳エチケットの励行・換気・消毒など基本的な感染症対策を行う。

### (5) 消毒の徹底

#### ① 下宿主は、多くの下宿生が使用する場所や箇所(ドアノブ・手すり・スイッチ・公衆電話など)の消毒を行う。

#### ② 自室内の消毒は、下宿生各自で行う。

### (6) 下宿運営者(下宿内で、下宿生に関わっている全ての人)の健康管理

#### ① 下宿運営者は業務開始前に検温を行い、チェック表に記録する。その際風邪等の症状があればそれも記録する。

② 37.5℃以上の発熱や風邪の症状(喉の痛み・倦怠感・咳等)がある場合は、学校へ連絡する。  
解熱後一週間は、自宅で経過を観察し、適切な対応をする。その間、該当下宿は閉鎖し、下宿生は帰省させる。

③ 執務中は、必ずマスク・ゴム手袋等を着用し、消毒を積極的に行うなどの対応をする。

### 3. 自習のあり方に関すること

- (1) 自習は、全学年とも自室自習とし、ドアや窓を開放して行う。
- (2) 他室への入室は禁止する。

### 4. 食事のあり方に関すること

- (1) 密集状態を可能な限り少なくするため、時間帯を分け、座席の間隔を可能な限り空ける。
- (2) 食事時の会話・他人への食事の提供などは一切禁止する。
- (3) 食堂への入場前には、手指のアルコール消毒を行う。
- (4) 食事時の窓は開放し、食事の後で毎回テーブルや椅子の消毒を実施する。

### 5. 入浴のあり方に関すること

- (1) 入浴の時間帯を分けて学年が混じり合うことがないよう配慮する。
- (2) 浴室および脱衣場への入室は、原則1名ずつ行う。
- (3) 浴室および脱衣場は、換気をする。

### 6. トイレ・洗面所の使用のあり方に関すること

- (1) 洗面所およびトイレは、原則として指定された場所のみを使用する。
- (2) トイレ使用後は、必ず洗浄液等で手を洗わせる。
- (3) トイレについては、毎日運営者が消毒を実施する。

### 7. 隔離室(自室)の使用のあり方に関すること

- (1) 発熱や風邪の症状など新型コロナウイルスの感染が疑われる下宿生については、帰省まで自室において経過観察を実施する。

### 8. 外出及び保護者との面会は、当面の間、禁止する。ただし、休日の昼食の購入等の短時間の外出は認める。

### 9. 感染症対策の徹底をはかるため、学校および運営者の指示に従わない下宿生は、一時的な退下宿を命じる。

### 10. 上記に記載がない事項は別途定める。